

水質汚濁に係る環境基準について

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年 環境庁告示第59号より抜粋

改正 令和3年10月環告62（令和4年4月1日施行）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 [90%水質値]	
AA	水道1級自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級水産1級水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	
D	工業用水2級農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方 法又はガラス電極を 用いる水質自動監視 測定装置によりこれ と同程度の計測結果 の得られる方法	規格21に定める 方法	付表9に掲げる方 法	規格32に定める方 法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 大腸菌数に用いる単位はC F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年 環境庁告示第59号より抜粋

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

イ

項目 類型	水生生物の生息状 況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比 較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)によ り水域類型ごとに 指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、 生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以 下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水 域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる 方法	付表12に掲げる 方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）